

## 広島県中学校教育研究会理科部会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会理科部会で広島県中学校理科教育研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもと、学習指導要領などの法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校理科教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校理科担当の教職員で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 監査 2名
- (4) 支部長 各支部より1名
- (5) 理事 各支部より1名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 顧問 若干名

2 会長、副会長、監査は、校長職にあるものとし、支部長会において決定する。

3 支部長は校長職にある者とし、理事とともに各支部で選出する。

4 幹事は会長がこれを委嘱する。

5 顧問は、支部長の推薦により会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 監査は、本会の会計を監査する。

( 4 ) 幹事は本会の会務を分担処理し、会計をつかさどる。

( 任 期 )

第 7 条 役員の任期は 1 年とする。

( 会 議 )

第 8 条 会議は、支部長会・理事会とし、部会長がこれを招集する。

( 会 計 )

第 9 条 本会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 本会の事業会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

( 事務局 )

第 1 0 条 支部長会において別に定める学校に事務局を設ける。

( 会則改正 )

第 1 1 条 この会則の改正は、支部長の 4 分の 3 以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

( その他 )

第 1 2 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この会則は、平成 1 2 年 6 月 3 日から施行する。